

## 《用語の解説》

用語	用語の意味
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。 施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
支給認定	施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園・保育園へ通園または通園希望する児童の区分(下記の3区分)についての「認定」で、保護者の申請に基づき、「認定」は市が行う。 【区分】 1号認定:教育標準時間認定(主に認定こども園、幼稚園を利用) 2号認定:満3歳以上保育認定(主に認定こども園、保育所を利用) 3号認定:満3歳未満保育認定(主に認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用)
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園(幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ施設)・保育園
特定教育・保育施設	市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育園 ※認定こども園・保育園は、必ず特定教育・保育施設となる。
特定教育・保育	特定教育・保育施設で受ける教育・保育で以下のとおり ※ 1号認定:認定こども園または幼稚園において受ける教育 2号認定:認定こども園または保育園において受ける保育 3号認定:認定こども園または保育園において受ける保育
特定教育・保育費用基準額	特定教育・保育施設の利用者負担額で、国が定めた基準額。実際の利用者負担額は、国の基準額を上限として市が定める。 応能負担が原則で、保護者の住民税額により負担額は変わる。
地域型保育	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。
特定地域型保育	特定地域型保育事業者から受ける地域型保育
特定地域型保育事業者	市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。 家庭的保育者(保育ママ)の居宅その他様々なスペースで行う。 定員は、家庭的保育者1人につき、5名(補助者ありの場合)以下。
小規模保育事業	小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。 ①小規模保育事業A型⇒定員6～19人 保育士はすべて有資格者 ②小規模保育事業B型⇒定員6～19人 保育士は1/2以上が有資格者 ③小規模保育事業C型⇒定員6～10人 家庭的保育者が保育
居宅訪問型保育事業	児童の居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業。 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児が対象。
事業所内保育事業	企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。
特別利用保育	1号認定子どもに対して提供される保育(地域型保育を除く)
特別利用教育	2号認定子どもに対して提供される教育(特定教育・保育を除く)
特別利用地域型保育	1号認定子どもに対して提供される地域型保育
特定利用地域型保育	2号認定子どもに対して提供される地域型保育
特定保育所	特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所
家庭的保育事業者等	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を実施する事業者。